

高年犯罪者の意識と更生保護制度

孤独への対処に関する試論

Rihabilitation service of old person with the criminal record

An essay on countermeasures to loneliness

植 田 智 也

はじめに

平成27年版の『犯罪白書』によれば、高齢者の検挙人員（一般刑法犯）は、平成8年以降著しい増加がみられ、19年からはおおむね横ばいで推移しているという（26年は4万7,252人で、前年比2.2%増）。しかしながら、その数は、7年の検挙人員の約4倍であり、成人の他の年齢層と比較して最も多いものである。

なぜ、罪を犯す高齢者の数は高止まりをしているのだろうか。その背景には、生活苦や孤独があるとする新聞記事を多く見かけるが、本稿ではまず高齢者犯罪の発生要因についての措定を試みる。その上で、罪を犯した高齢者の更生保護制度のあり方について若干の考えを述べてみたい。

1. 高年犯罪の発生要因

まず、高齢犯罪の特徴を知るために、その発生要因の検討から始めたい。そのための参考資料として、「高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査」（警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究、2013年12月）¹⁾を援用させていただく。なお、同書の示す数値の出所は、「警察庁の犯罪統計書」もしくは、「警察庁の資料に基づく」とされる。それらは、国の行政機関が作成した資料ということであり、信頼してこの「調査」を用いることとする。

(1) 高齢犯罪の動向

まず、65歳以上の高齢者の「交通関係業過事件を除く一般刑法犯」は、平成元年から18年の間に、「人員にして7倍以上の増加」である。また、「総検挙人員に占める高齢者の割合」も同期間に2.1%から12.1%へと増加している。そして、同じ期間、同年齢層の「犯罪者率（人口10万人当たりの検挙人員）」は、「人口増加以上に、高齢者の犯罪が増加しており、その増加率は他のどの年齢層よりもたかくなっている」とし、高齢者による犯罪が急増していることを示している。

犯罪の動向を罪種別にみると、「実人員では窃盗や占有離脱物横領といった財産犯が多数を占めるが、犯罪者率では、高齢者による殺人や強盗、放火といった凶悪犯も上昇しているほか、暴行、傷害、脅迫、恐喝などの粗暴犯の上昇」も著しいとされる。また、性犯罪である「強制わいせつ」

も「検挙人員、犯罪者率ともに増加」していることがわかる。財産犯、凶悪犯、粗暴犯の多くの罪種に犯罪者率の上昇傾向がみられるが、「窃盗のうち著しく増加しているのが非侵入盗であり、その大半が万引き」であるという。

同書では、「高齢者犯罪と世代特性」という節をもうけ、「出生時期を同じくする世代グループ（コホート）が各年齢期においてどの程度犯罪を行っているか」を調べ、「各年齢層のときに常に犯罪者率が高いということは見られず、特定の世代の犯罪者率が高いと言うことがいえない」としたうえで、「近年の高齢者犯罪の増加は、犯罪者率の高い特定世代グループが高齢期に達したためでなく、平成6年以降（特に、平成10年以降）の何らかの外的要因であることが確認できる」と述べている。

(2) 高齢犯罪の特徴

この研究では、高齢犯罪の特性や要因を明らかにするため、平成16年の刑法犯検挙人員の中の65歳以上を対象に「第1調査」を行っている。調査項目としては、「性別、罪種、居住状況、職業、精神障害・薬物乱用・アルコール依存、国籍・在留資格、暴力団所属状況、前歴・前科、犯行の動機・原因」の九つであるが、それらの分析結果のなかで犯罪要因を探る上で重要と考えられるものを紹介したい。

まず、罪種であるが、高齢犯罪者の罪種構成は、窃盗が66.0%、占有離脱物横領が22.4%であり、この二つで全体の9割に近くなる。他の年齢層と比較しても、高齢者では窃盗が多い。犯行形態としては、窃盗のうち85.4%（平成元年77.6%）が万引きであり、他の年齢層との比較でも、この割合は高くなっている。また、詐欺の犯行形態は無銭飲食が55.3%と高率である。その万引き、無銭飲食は、店の従業員や客に見つけられるリスクが大きいことが共通する特徴といえるだろう。

精神障害、薬物・アルコールの濫用との関連では、それらの「いずれも見られない者が99.6%を占め、これらの精神障害等が認められる者の比率も他の年齢層よりも低かった」とされる。病的な精神の異常が高齢者の犯罪に結びつくことは、極めて少ないといえるだろう。

犯行の動機としては、罪種構成で最も高い割合を占める窃盗と占有離脱物横領で、「利欲」（対象物自体の所有・消費目的など）の割合が大多数を占め、「経済的困窮」がはるかに低い割合であることが目を引く。また、これを職業別に見た場合も、「無職者の74.5%は利欲目的であり、他の年齢層の無職者と比較すると、高齢無職者の方が経済的困窮の割合が相対的に低く、利欲目的が多くなっている」としている。これらの調査結果は、犯行動機の背後にある高齢者の心情、感情や気分などを推測する上で重要と考える。

(3) 高齢犯罪の動機

本研究では、さらに詳しく高齢者犯罪の動機を探っている（高齢者犯罪の要因－全国実態調査（第3調査））。この調査の対象は、「平成17年及び18年に検挙した殺人（134人）、強盗（83人）、傷害（400人）、窃盗（1,920人）、詐欺（273人）、占有離脱物横領（668人）の6罪種の高齢犯罪者」とされる。その調査結果の要約のなかで重要と考えられるものを抜き出してみよう。

・殺人では、別居している子と殆ど接触しない者の割合が高いほか、同居人との関係に問題があ

る場合が多く、介護家族を持つ者の割合も最も高い。

- ・殺人は、健康状態のよくない者の割合が高く、要介護・要支援の認定を受けている者の割合も他の罪種より高い。さらに、殺人では、犯行後に約5人に1人が自殺を企てている。犯行動機との関係では、介護疲れや病苦、経済的困窮などの場合に自殺を企図した者が多くなっている。
- ・強盗と詐欺で経済的困窮を動機とする割合が高く、窃盗と占有離脱物横領は大半が利欲目的である。
- ・殺人では介護疲れを原因とするものが11.9%あり、9人に1人が介護殺人である。
- ・窃盗や詐欺では、他の罪種と比べ、無職の者が経済的困窮から犯行に至る場合が相対的に多いが、窃盗では、無職の者のうち、72.2%が利欲目的である。
- ・殺人では、前歴者の方が怨恨や憤怒等が動機となっている割合が高く、反対に非前歴者では介護疲れや病苦、DVへの抵抗・不満の割合が相対的に高い。
- ・窃盗では、生活保護受給者の方が経済的困窮を動機とする者の割合が高く、反対に年金受給者の方が経済的困窮が少なく、利欲目的が多い。
- ・窃盗では、子がない者か、子との接触がほとんどない者で経済的困窮を動機とする割合が高い。

これらをみると、高齢犯罪で最も多い窃盗では、経済的困窮よりも利欲目的が動機であることがわかる。また、子がないこと（割合は明記されていない）、子との接触が殆どないこと（36.8%）と経済的困窮（家計が「少し苦しい」と「大変苦しい」を併せ54.3%）とがオーバーラップするものが少なくないと考えられる。また、詐欺の犯行動機として多いのは経済困窮（家計が「少し苦しい」と「大変苦しい」を併せ81.3%）であり、食費にも事欠くための無銭飲食というのは比較的理解しやすいが、子との接触が殆どないこと（59.6%）も高い割合を示し、その動機に影響していると考えてよいだろう。高齢犯罪のなかで二番目に多い占有離脱物横領もまた利欲目的を動機としたものが大半である。占有離脱物横領とは、遺失物のような、それを所有する者を離れた物品を不法に奪うことであり、奪われた物品が所有者の目に届く範囲にあったかどうかだけが窃盗との違いであろう。一方殺人では、健康状態のよくない者や要介護・要支援の認定を受けている者の割合が高く、介護疲れや病苦がその引き金になっている場合が多いと考えられる。また、上でみたように「別居している子と殆ど接触しない者の割合が高いほか、同居人との関係に問題がある場合が多い」ことも動機と深い関係があるだろう。

これら犯罪の背後には、殺人の動機となった介護疲れでは、協力者が十分でなく自らの生活や介護が行き詰まること、病苦では実存の苦しみのあることが察せられる。詐欺では経済的困窮に加え子との疎遠が、窃盗もまた利欲目的もあるが、経済的困窮や子との疎遠がそれに関係していると推察できる。詐欺や窃盗によって失う社会的な信頼と比べれば、どんな高価な商品であれ、その価値が高いはずはない。それらの犯罪は、高齢者が何ものかによって利欲を駆り立てられた結果とみた方が理解しやすい。おそらく、基本的な欲求充足が不可能である場合に、その代償として物に対する欲求が発生するのではないだろうか。食べることに困る経済的困窮、死や心身の機能障害につ

きまとう実存的辛苦、介護疲れが引き起こす生活と人生の閉塞感、それらと並び、子との疎遠は、情緒的自立が難しい日本人であれば、親族以外の対人関係の貧しさを併せて示しており、孤立無援の断腸といえるような心境に陥る要因となることが推測できる。そして、基本的欲求の充足の困難を社会関係の状況に置き直せば、所得保障制度や介護保険制度の不備、親族・近隣住民が介護当事者に非協力的であること、医療政策の手落ちや当事者の苦しみを傾聴する他者の不在など社会制度の欠陥や対人関係上の困難となる。

畢竟、高齢者がそれらの状況に陥ったときの境地とは、おそらく自分ひとりのちからではどうにもならないことへのあきらめ、無力を感じての悲観や失望、あるいは絶望であろう。窃盗の動機としての利欲も、上に述べたような他の罪種の場合と同様に、社会的な信頼の大切さを忘れさせるほどの切羽詰まった一自暴自棄に陥るほどの一心境から生じていると推察してよいだろう²⁾。

(4) 高齢犯者の対人関係観

前節において、高齢者による多くの犯罪に、対人関係の貧しさがあることに気づかされた。有効な支援のためには、その理由を探ることが重要である。そこで、まず、そのことと関連していると考えられる鷺田の言説を引いてみる。「今の社会で、定年が身にこたえるのは、収入の減少というよりも、むしろ他の人たちとのネットワークが切れてしまうというところにある。これまで仲間としていっしょにやってきたひと、何かあると心配気に駆けつけてくれたひと、用もないのにご機嫌うかがいの電話をかけてきたひと。そうしたひとからの連絡が一気に途切れる。そしてじぶんの実力だとこれまでおもってきたものが、じつは会社の看板の力にすぎなかったことを、つくづく思い知ることになる」³⁾。これは、社会的老化の実相を述べたものである。職業上の他者とのつながりが、実は幻影であったことに気付かされた定年退職後の高齢者は、言葉では表現し尽くすことのできない孤独故の苦悩をかかえるということだろう。サラリーマンとして長年働いていた高齢者であれば、そのだれもがこのような心境に至る可能性がある。窃盗を犯した高齢者の多くも、同様の心境にあったのではなかろうか。

鷺田の論考を裏書きするような事例を一つ引いてみることにする⁴⁾。

W氏は、電車の中で酔った客の財布を盗ったところを現行犯逮捕された。犯行当時、65歳。年金でぎりぎりの生活を余儀なくされていた。仕事を探しても見つからない日々が続く焦りを感じていた。考えても仕方がないが、あれこれ考えてしまい、どうしようもない気持ちになった。そして、行く当てもないのに電車に乗ると、酒に酔って「爆睡」している人の胸元のポケットから財布が見えた。財布を盗み取ったときのことは覚えていない。我に返ったときにはその人の財布を盗み取っていた。W氏は「お金が欲しかったのは事実です。生活を維持するためのお金が必要だったんだと思います」と言っている。

また、同氏は、バブルで羽振りがよかった頃は、サラリーマンをやりながら生け花を教えたり、銀座のクラブに花を生けたりし、華やかな生活を送っていたという。もう一度生け花をやりたいかったが、どこへ行っても断られたという。「実力があっても認められない。それを現す場も試す場もない。それが一番辛かったんですよ。過信かもしれませんが、認めてもらいたかった。でも認

められない。そんな気持ちがあったんだと思います」と述べている。

そのようなW氏の犯行について著者は、「孤独感、生活苦、バブルの記憶……など、犯罪を抑制する力が利かなかった要因は一つではない。いろいろなことが重なって魔が差した」。そして、「やってしまった一番の要因は過去の生活への執着だった。一番よかった時代を 忘れることは容易ではない。何もかもうまくいかないジレンマを抱え、自分自身との折り合いをつけられずにいた」と分析する。⁵⁾

(5) 「孤独」者の自他関係に関する意識

要するに、罪を犯したときのW氏は孤独であったようだ。(3)でみたように、高齢犯罪には対人関係の貧しさが影響していると考えられるが、罪を犯す高齢者の多くは孤独と仮定してみることが肝要である。

孤独とは、真のつながり、真の認め合いができる他者の不在である。あるいは、生活上・人生上の役割をなくし、自己の存在価値を自覚できない状態といえるだろう。つまり筆者のいう「心の中かの他者」の不在⁶⁾を指している。自己肯定や自己信頼、あるいは自己尊重の根拠となるはずのものが欠落しているのである。周囲の人々の支えで成り立っていた自己が、その支え、寄る辺を失うのである。生き続けるための足場をなくしているともいえる。このように、孤独とは、他者との相互作用によって体験される充実、つまり以前筆者が論じた生活の本質とかけ離れた個人の状態である。

そして、人が孤独に陥る理由としては、「心の中の他者」の特定がまず思い当たる。たとえば、「直系の親族に固着する高齢者は、親孝行や跡継ぎといった家制度の価値観によって形成された観念をもつことで、情緒的自立の機会を逃してしま」い、「自己の扶養者、自分にとって大切な人、自分が支える人、逆に自分を支えてくれている人、つまり、自己の存在価値を認めてくれる他者を狭く限定している」ことが少なくないようだ。「家制度的な家族内、親族内には、役割と愛情の同一視が認められると筆者は感じるが、このことが信頼できる他者の範囲が広がらない理由であるのだろうか」。⁷⁾「おまえは長男だから、同居して当然」というのは、血縁上の役割が、情緒的な期待にすり替えられた、つまり愛情と役割とが同一視された典型例だといえるだろう。親族との死別、別居によって、孤独に陥る高齢者がいることは想像に難くない。

また、高齢者でなくても、同居の妻や子どもたちとの絆が断ち切れていたり、最初から絆といえる結びつきが形成されなかったりということも起こりうる。父母としての役割、夫あるいは妻としての役割をはき違えていた場合である。たとえば、子どものため、妻のためにという思いで、性別役割分業意識から稼得に勤しむ反面、家族を顧みることを怠る（怠った）男性はめずらしくないだろう。彼は、妻や子どもの心情を理解しているつもりでいるが、実はそうではないために、妻子との真のつながりが薄れてしまうか、深い結びつきが形成されえないのである。

さらに、上でみたW氏の場合のような、職業上の実力と人間性や人格を同一視することも、孤独の要因として重く受けとめる必要がある。W氏は、生け花によって、充実していた頃があるに違いない。しかし、生け花に限らず、職業を通した相互性は、出来栄や結果によって評価を受け

るものである。それに、どんなに商品（物やサービス）を注文した相手のために働いたとしても、商品を提供した側の真心は伝わらないこともある。一方、提供側が出来栄えやそれに対する金銭的な報酬だけに関心を向けている場合は、最初から他者に対する真心など生じていないのである。他者との真のつながり、換言すれば真の認め合いというのは、個人の人間性や人格に対する信頼から生まれるものである。しかし、W氏は、職業上の実力つまり生け花の出来栄えと人間性や人格を同一視してしていたようだ。おそらく、この同一視も「つながり」の誤解から生じたのであろう。

もし、現在のサラリーマンの職業生活に他者との真のつながり、他者との真の認め合いが期待できないのなら、そして、このサラリーマンが「つながり」を誤解しているとすれば、多くの高齢者は孤独ということになるのだろうか。それだけではない。若い頃、働いている頃は、家族にも仕事仲間たちからも、父親・母親としての役割、夫・妻としての役割、職業人としての役割を期待されていたに違いない。しかし、それらとの関係性のどれもが真の認め合いでなかったとすれば、退職後、たとえ配偶者や子どもたちと同居していたとしても、孤独は免れないだろう。職業生活から退いた時点で、職務遂行上の役割以外のつながりが無かったことに気付かされるだけでなく、妻子との絆さえ結ばれていないために孤独を感じることになる。寧ろ、職業人であった頃の方が、自分が孤独であることに気付いていないのであるから、平穏な毎日を過ごせていたのかもしれない。

(6) 高齢犯罪の発生要因

それでは、つながりの誤解による孤独と社会制度の欠陥および対人関係上の困難とは、どのように結びつくのか。犯罪の要因として上にあげた所得保障制度や介護保険制度の不備、親族・近隣住民が介護当事者に非協力的であること、医療政策の手落ちや当事者の苦しみを傾聴する他者の不在など社会制度の欠陥や他者と結びつくことの困難というのは、国民相互の支えあい、地域社会における専門職による支えや住民どうしの支え合い、親族相互・友人知人間の支えあいの弱さや欠落を示しており、高齢者本人のつながりについての誤解と相まって、高齢者を孤独へと追い込む要因となっているのではないだろうか。言うまでもなく、他者と結びつくことの困難には、社会状況の変化、すなわち、進行する未婚・非婚率の上昇、親族間・地域社会における人間関係の希薄化、地縁・血縁の解けなども影響しているだろう。また、要介護高齢者やそれを介護する高齢者の実数および人口比も増加・上昇を続けているが、不況、老齢年金の漸減にもかかわらず、高齢者医療制度の変化による保険料・一部負担額の増加、介護保険制度の創設による保険料・利用料応益負担の導入によって、高齢者には、介護疲れや経済的困窮に拍車がかかることになり、そのことで孤独感は一層増長されたと想像できる⁸⁾。

2. 自他の相互尊重・共存在のエッセンス

ここまで述べてきたことから、高齢犯罪の増加する要因として大きく二つの事柄を指摘することができるだろう。その一つは社会制度の欠陥や不備併せて経済不況から起こる生活困難であり、もう一つは対人関係上の困難、すなわち自他の真の認め合い、真のつながりを欠いていることから起

こる孤独である。前者は経済的および物理的な境遇にかかわる事柄であり、後者は人間の実存にかかわる事柄である。前者の改善は後者の解決にとって重要ではあるが、更生保護制度が直接携わるものではない。また、それによって後者の解消がもたらされるとは限らないだろう。後者は、経済的・物理的状況がどのようなものであったとしても起こりうることである。しかもこれは、人間生活の根幹を侵していることを示している。よって、孤独の解消に向けた対人援助は、高齢犯罪者の更生のみならず高齢犯罪の防止にとって欠くことのできないものといえる。そのような理由から、ここからは、そのための対人援助サービスの内容の検討に向けて論考を進めよう。

そこで、まず、自他の真の認め合い・真のつながりとは何か、それはどのようにして可能となるのかを考えてみることにする。

筆者の用いる「心の中の他者」が、自己の他者に対する一方的な思いを表しているのではないのは当然である。自己とそれに対する特定の他者との相互の思い入れが一致した状態の、それぞれの相手を指しているのである。筆者は、自他の相互尊重の発生過程を論じたことがある⁹⁾が、それは自他が互いに相手を「心の中の他者」と感じる道筋としても差し支えないだろう。要約すると次のようになる。

自己は、対話、支援、共同作業、共同生活、趣味活動等々に媒介されて、他者とかかわり合う都度に彼／彼女に対する認識を新たにする。それらのかかわり合いはまた、自己が他者の心情に近づいていくことを意味している。すなわち、他者の内的な世界が自己のなかに形作られていく。それが繰り返されることで、自己は、最初は客観的な判断として認識された他者の心情が、我がもののように感じられてくる。さらに、自己の他者に対する認識の深まりや正確さが度を深めるにしたがい、自己は他者の心情により接近していく。そのなかで、動かすことのできない、あわせて現在の自分には置き換えることのできない真実、要するに絶対の他者性 ― 自他の絶対の違い ― に気付かされる。この段階は直観としか言いようのないものである。そして、自己は、相手の絶対の違いに思惟を促され、自分にとっての相手の価値に気づくことになる。そのことにより、自己の他者に対するかかわりは、感謝の念に起因するものとなる。ここに至ることで、自他は共に相手が自分にとっての「心の中の他者」であることを感じ取るに違いない。

それにしても、絶対の他者性が相手に対する感謝の念を湧き起こさせるのはどうしてだろう。前稿では、それが自他の共通性 ― 普遍としての人間の「弱さ」、可能性としての「孤独」 ― に思い至らしめることを理由としてあげたが、それらに相通ずるものとは何だろう。何が相手を揺さ振るのだろうか。絶対の他者性に気付かせるものとは直観だと言った。そうであれば、直観がはたらく場合とはどんな状況であるかを考えてみる必要があるだろう。

たとえば、筆者が特別養護老人ホーム在職中に会った利用者のなかに次のような方がいた。仮にこの方をAとしておこう。Aは調理師として長年学校で生徒たちの給食を作る仕事をしていたが、退職後は自分の孫のためにお菓子作りに精を出す毎日だったという。筆者は、日常彼女と面談することが少なくなかったが、そのたびに、孫とお菓子あるいは料理の話へと及ぶのであった。それは、次のような内容であった。Aは、孫のために創意を凝らしたオリジナルのお菓子をこしらえる。そ

れを楽しみにしている孫が幼稚園から帰宅する。すると彼は真っ先に「おばあちゃん、今日はどんなお菓子なの」とAに尋ねる。Aがお菓子を差し出すと、孫はそれをおいしそうに頬張り、食べ終わると「また明日も作ってね」と所望する。

この祖母と孫のやりとりの場面にはたらく直観を拾い上げてみよう。まず無邪気という孫の他者を把握するのがAの直観であり、それによりAは、孫が「ただ可愛いから可愛い」という心境に至っている。そうすると、直観を引き出す「無邪気」とは、どのような性質のものか。「無邪気」とは、邪気をもたないこと、つまり「俗」に汚れていないことである。これは、物理的に認識される自己の外側に対象としてあるもの、おそらくモノとそれに対する欲の世界にあるものの対極にあるもの、純粋に自己の内側より湧き出たものということができるだろう。「ない」あるいは「無」とは、つまり様式化された生活、行動、思考などに現れる相対的な存在者が身に帯びる通俗的な価値意識「たぶん、人間がその我執や我欲を基につくりだしたもの」とは無縁の価値をもった人間の性質ではないだろうか。さらに、Aが無邪気に突き動かされることでこしらえたお菓子を孫に食べさせると、孫が至福の笑みで応えてくれる。この孫の反応も直観で「ただおいしいからおいしい」とAに把握されることであろう。つまり、他者である孫の「無－無邪気－」によって自己が突き動かされ、それによってもまた「無－ただおいしいからおいしい－」を目の当たりにすることで、自己(A)は至福を感じるのだと思う。前稿で論じた「弱さ」は弱さ以外の何者でもないのであり、「孤独」も「たださびしい」のであり、「ただ悲しい」のであるから「無」として差し支えないだろう¹⁰⁾。それらを直観した看・介護者たちも、他者の「無」を直観し、突き動かされることで、他者と自己の正にかけがえの無さに気付くことができたのだと思う。そしてそのことで、個人は思惟を促され、充実といえる心境に至ることができたといえるだろう。

「絶対の他者性」とは、物理的に認識される自己の外側に対象としてあるもの、おそらく、モノとそれに対する欲の世界にあるものによる計らいの及ばない、あるいはそれが役に立たない、謂わば“純粋な声”、“心からの叫び”と表現できるものだと考える。ただ弱いこと、ただ辛いこと、ただ悲しいこと、またそれらのような苦しみによるものでなく、ただおいしいこと、無邪気なこと、ただうれしいことなどのどれもが「無」である限り、「絶対の他者性」ということができるだろう。つまり、「絶対の他者性」とは、「無」の本質とでも呼べるものだといえる。ただうれしい、ただおいしいという他者性は、それを直観した自己を、他者に対しその充実に資する何かをやりたい、やらずにおれないという境地に至らしめる。この点は、「孤独」や「弱さ」と共通である。¹¹⁾ さらに、それらはどれも筆者の示した“生活の本質”としての3つの充実¹²⁾の、一つめあるいは三つ目の充実、つまり自己の充実を引き出すものといえるだろう。そして、ただおいしい、という自己の一つめの充実によって起こされた他者の表現は、二つめの充実を示している。このように、「絶対の他者性」としての「無」の媒介によって、自他の真の認め合い、真のつながりは形成される、といえるだろう¹³⁾。

そこで、高齢者を支援する場合の原則や指針として既に公表され、福祉や医療の現場で実践に移されているものを用いて、そのことを確認してみたい。ついては、筆者にとって興味深い、デンマー

クの高齢者サービスの原則、そして「なじみの人間関係」¹⁴⁾ とを考察する。前者では、とくに社会的役割の継続性にまつわる経験と知識の利用を重んずる原則である「継続性の尊重」に焦点を当てることとしたい。

まず「継続性の尊重」であるが、この場合の「継続性」とは、「無」によって突き動かされることで繰り返される、という自他の関係の性質としてよいだろうか。山野井は、あるデイサービスセンターに通う認知症の女性（エレンさん）が、見学者としてそこを訪れた著者を、懇切丁寧にしかも喜々として案内してくれた様子を描写している¹⁵⁾。彼女は、若い頃からレストランで働いていた（筆者の推測だが、おそらく給仕をしていた）という。山野井はこれを「残存能力の活用」を示す一つの例としてあげ、「心身に障害をもつ高齢者であっても、その残された能力を引き出せるようにお世話をするのである」と説明を添えている。しかし、注意深くみると、この事例は、エレンさんの過去の職業生活のなかから、慣れ親しんでいたこと、生きがいとしていたことを見つけだし、本人にとってそれと同じ価値を有する役割を与えられていることがわかるだろう。つまり、これは「継続性の尊重」を示す事例でもある。「残存能力の活用」とは、「継続性の尊重」を前提としなければ意味をもたないサービス原則と考えられる。おそらく、エレンさんにとっての継続性とは、レストランの客との関係のなかにある。しかもこれは、自己の客に対する私欲のない心遣い、そこから引き出された客のよろこびやねぎらいといったやはり心からの反応、そこから起こる自己の一層の充実という「生活の本質」としての3つの充実を示すといえるだろう。

次に、「なじみの人間関係」だが、一緒にいるだけで心落ち着く二者の関係と言い換えてよいだろうか。これは、実子の顔や名前どころか、自分の名前さえ思い出せないという重度の認知症の方々にみられる関係である。認知症の中核症状には、記憶障害と見当識障害とよばれるものがある。後者は、身の回りの他者との関係、暦に基づく時間、生活空間としての場所などについて現実の状況把握が困難となることが特徴である。記憶力の低下、それに由来しているかどうかは判断しかねるが、物事を判断する力や思考する力の低下、またそれらが協調する力などの低下がともなっているようにみえることがあるし、何か別の理由で情報の統合が妨げられているように感じられることがある。つまり、記憶障害にしても、見当識障害にしても、一度獲得した知性が失われることを意味している。したがって、「なじみの人間関係」とは、人が誕生以来身につけてきた記憶およびそれを使いこなす知性が削がれてしまった後の人間と人間との結びつきだといってよい。知性の働きを無くしてしまったことで出来上がる関係ということになり、利己的なはからいや打算は入り込む余地はないと考えられる。そのような状態で二者が結びつくとすれば、まさに剥き出しの人間性とてもよべるものに媒介されているとしか思えないのである。

3. 高齢者における更生保護制度の指針

ここまでの論考から、自他の真の認め合い、真のつながりとは、「無」によって媒介されると仮定しておきたい。高齢犯罪者の更生のためのみならず、それを予防するためにも、孤独の解消は欠

かせない。そうすると、就労やその他のことを社会参加の手段とした場合にも、そのプログラムには必ず、自己の「無」の湧出、他者の「無」との遭遇を現実化するための機会や環境をつくることが含まれている必要があることになる。

もちろん、そのような配慮は、刑事施設に服役中、更生保護施設や福祉施設に入所中、仮釈放後の保護観察時、そして刑期明けの一般生活復帰後のすべての時期に欠かしてはならないだろう。つながりの誤解に気付くこと、真のつながりの機会に恵まれることが難しい時代、社会であるから高齢者は犯罪に走ったと考えられる。また、犯罪は、父母によって与えられたはずの無償の愛情といえども、時間が経つにつれて忘れられてしまうことを示しているのではないだろうか。そうすると、それらの配慮は、元犯罪者が生きている限り継続される必要がある。

就労を一つの手段とした場合は、自他の相互作用に力点をおくことで、真のつながりづくりに役立てることが可能になるだろう。しかし、それ相応の配慮なくしてその実現を考えるのは難しい。もし、就労のなかに真のつながりをつくるとすれば、グループワーク、集団療法の知識や技術、自助グループの活動から得られた見識などを共同作業の進め方に援用するなどの必要が出てくるだろう。そして、これは、上に述べた3つの充実の創出を意図したプロセスを踏まえたものであることが肝腎である。

そうすると、まず就労者本人の経験と知識が活かされ、また希望と能力に応じた業務を選ぶことが、一つ目の充実のための前提となるだろう。二つ目の充実は、就労者が提供した労力の賜物としてのサービスや財貨を購入した者の反応として現れる。ただし、それは購入側の恣意である。就労者本人が購入者への思いをどんなに込めたとしても、期待している反応、つまり心からの喜びや感謝の表現があるとは限らない。それを労力の提供側から操作することはできない。

その点、職場の同僚たちとの関係としては、雇い主や上司の配慮次第で、共通の目標に向かって、志を一つにし、互いに協力し合える可能性があるだろうか。同僚どうしで互いの存在を認め合うための職場の雰囲気づくり、たとえば、収益だけを目標とせず、また労働の効率性や技術面の習熟に偏重した勤務評価をおこなわず、自律性と相互性に関係づけた自己の「無」の湧出をはからい、結果よりもプロセスを重視した人物評価を期待することができるだろうか。おそらく、一般就労先である事業所は、一定の利潤を生み出すために、市場原理を無視した経営はできないから、経済活動上の合理性を無視できないと考えられる。業種や職種、事業所の規模などにもよるのであろうが、ここに述べたような同僚どうしの関係づくりは難しいことなのかもしれない。それは、「第一調査」でみたように、高齢刑法犯では、無職の者が他の年齢層の刑法犯と比較すると少ないことがひとつの証左ではないだろうか。この点では、一般企業でなく、零細企業や家族経営の事業所の方が、同僚たちとの真のつながりはできやすいかもしれないが、その多くが生業的な自営業であり、他人である高齢者を雇い入れるだけの経済的な余裕がないために、就労の可能性が低いことは容易に推察できる。また、業種も限られ、高齢者の希望と能力に沿にくいことが考えられる。

もし就労を真のつながりを構築するための機会として、更生保護制度におけるサービス体系に位置づけるのなら、拙稿¹⁶⁾で論じたように、公益法人が経営するシルバー人材センターや福祉施設

などにおいて、「弱さ」や「孤独」などに媒介された自己の「無」の湧出、他者の「無」との遭遇を促す利用の手続きや作業工程に配慮した上で、高齢者の就労を検討すべきであろう。無論、「たどおいしい」「ただうれしい」といった子どもの無邪気に期待をするなら、シルバー人材センターによる保育や託児に関係した既存の事業の利用やそのような事業の拡大・創設も考えるべきである。また、同じ理由で、児童生徒の通う学校、放課後活動の場、さらには知的障害児・者の施設にも、元犯罪者の就労意義を見いだす可能性があるだろう。

次に必要と考えられるのは、セルフヘルプ・グループである。自己の存在価値を失う、あるいは見いだせずにいる者どうしがそこから生じた悩みや苦しみを包み隠さず語り合うこと、つまりありのまま「無」の心情を出し合うことを活動内容とできれば、参加メンバー間の「仲間意識」は容易に生じ、孤独や孤立を防ぐことができるのではないだろうか。¹⁷⁾ ただし、仲間意識による支え合いは、各メンバー個別の生活や人生を再構築するための手段と位置づけるべきであり、それ自体を最終的な目標とするのは早計のように思われる。たとえば断酒会のメンバーにとって断酒会の例会とは、飲酒行為をしないための支え合いを目的としており、そのさきには社会生活への復帰や身近な人たちとの再和睦という目標がある¹⁸⁾。この点は、元犯罪者にとっても同じであろう。自律性と相互性の発揮によって充実を感じることが生活の本質であれば、「真のつながり」は実生活のなかでこそ実現するのが至当といえる。日常生活上の「真のつながり」の構築と継続にまつわる試練に耐えるために、元犯罪者にはセルフヘルプ・グループが必要なのである。

考えてみると、罪を犯した人々だけでなく、われわれは、目先のことにまけて、真のつながりをもつことの大切さを忘れているのではないだろうか。利欲に惑わされているとはいわないが、自分の勤労や子どもの教育に、筆者のいう充実よりも、経済学でいうところの効用を求めているのではないだろうか。現在、保健医療サービス分野では、地域完結型医療が目ざされている。また、高齢者福祉の拠点の一つである地域包括支援センターの大きな活動目標には、介護ネットワークの構築が掲げられている。それらは、専門従事者と一般住民とにかかわりなく、地域社会における医療や社会福祉の担い手となることを求めている。また、想定される機能は異なっているにしても、人間どうしの支え合いであることに変わりはない。その核となるのは、「真のつながり」であろう。そうすると、現在の医療や福祉の分野におけるソーシャルワークは、なにも罪を犯した人たちだけでなく、そのような人たちをも含む地域住民すべての「真のつながり」を目ざしてゆくことになる。

そのようなことから、更生保護制度の守備範囲も見えてきたように思う。すなわち、ひとつは、福祉的な価値を動機として活動しているのではないが、罪を犯した人たちが社会参加の手段として選択をおこなうことのある社会組織や社会集団へのはたらきかけ、たとえば経済活動を営む企業や商店との関係調整、「真のつながり」を目的とした従業員の関係づくり、また福祉的価値を動機として活動をおこなうシルバー人材センターのような社会資源に対するやはり「真のつながり」を目的とした支援である。そして、もう一つは、罪を犯した人たちが集う自助グループの育成である。本来、このふたつが、更生保護制度独自のサービスとして不可欠といえる。しかしながら、どのような手段を用いるにせよ、福祉的動機によってできた組織、あるいは地域社会の活動が適正・円滑

に機能しないあいだは、それらに対する支援や協力も、更生保護に携わるソーシャルワーカーの務めになるだろう。

おわりに

罪を犯した高齢者の更生保護を考えてみると、小手先だけの社会関係の変更や調整では済まない課題に突き当たる。すべての国民が自己の充実を経験できる社会づくりは焦眉の課題といえるだろう。本文中に述べたように、効用よりも筆者のいう充実を求めて人々が活動できる社会づくりを目ざすことが大切であろう。そのためには、社会福祉政策は言うまでもなく、生活関連一般施策にも、そのための知識と技術を充当してゆくことが今後の福祉政策に求められるだろう。

注

- 1) www.npa.go.jp/keidai/keidai.files/pdf/essay/20131220.pdf
- 2) 神谷美恵子は、「生きがいをみうしなうような状況にあるひと」について次のように述べる。「大ていの場合、孤独のなかで『自己そのもの』と相対することを余儀なくされると思われる。しかもその自己とは、生存目標をうしない、統一原理をうしなった存在であったから、これほど無力でみじめなものはない。ただ、おどおどして不安にみち、いたずらに過去をかえりみて悔いや怨恨の思いにうもれている。こういう状況では、心に奥深くひそんでいた破壊的なもの、原始的なもの、ほしいままに浮かびあがって来て、ひとを自暴自棄に追いやる」。筆者には、高齢犯罪者の心理を言い当てているように感じられる。（『生きがいについて』 みすず書房 P.126）
- 3) 鷲田清一 『老いの空白』 弘文堂 2003年 P.P.122～123
- 4) NNNドキュメント取材班著 『高齢初犯 あなたが突然、犯罪者になる日』 ポプラ新書 2014年、第2章「高齢者はなぜ犯罪に走ってしまうのか ～魔が差す瞬間とは～」で紹介されている「過去の生活が忘れられず財布を盗って現行犯逮捕された65歳」より筆者が要約および引用。
- 5) 同上書P.69～70
- 6) 阿部志郎は、高齢者の「より大きな不安は、孤独と死」であり、「両者は不可分に結びついている」ことを指摘した上で、「自分のなかに他人が存在しない。だから孤独に見舞われる」と述べている（阿部志郎 『福祉の哲学』 誠信書房 2000年 P.64）。そこから筆者は、“自己の存在価値の証しとなる人物”を指して「心のなかの他者」とよぶことにしている。
- 7) 拙稿 「他者尊重における認識—そのはたらきについての一考察—」 静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部紀要 13号 2014年3月
- 8) 1973年から1983年まで実施されていた老人医療費支給制度（高齢者の医療費自己負担がない）から老人保健制度に移り、徐々に高齢者が自己負担する医療費は増加を続けた。2005（平成17）年の税制改革で、公的年金等控除が圧縮され、さらに住民税の老年者控除も廃止された。2006年8月からの医療費の自己負担にはそれが反映され、70歳以上の医療費自己負担額は大きく増額されることになった。この税制改革では、住民税がかかる境目の年収が266万円から212万円に下がったために、以前は課税対象でなかった人が新たな課税対象となったが、連動して介護保険の保険料の増額にもつながったのである。2008（平成20）年からは、「高齢者の医療の確保に関する法律」（後期高齢者医療制度）によって、扶養者と同居する高齢者からも保険料が徴収されている。さらに、世帯主の収入に応じて保険料が決まるため、その軽減を図るための世帯分離をおこなう世帯があることが報告されている。そして、老齢基礎年金の額は、昨年（2015年）は微増したものの、2000（平成12）年をピークに一昨年まで毎年微減していた。職域年金も、マクロ経済スライド制により改訂されることになり、所得代替率の低さが懸念されている。
- 9) 同上7)
- 10) 孤独は、「生きる術を徐々に失い、それが底をつくことを意味している」。つまり、それは、「無常を悟り、俗念から解放された境地」でもある（静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部紀要14号「社会参加としての就労とその支援—シルバー人材センターの活動報告から考える—」）。
- 11) 「絶対の他者性」としての「無邪気」が促す思惟とは、通俗的な価値意識に基づく生活、他者との関係のなかで、主に、傷つき傷つけられたこと、汚し汚されたこと、裏切り裏切られたことなどにまつわる悩み、苦しみ、恨みといった負の情念を浄化に導くものではないだろうか。または、思惟というより、それらを忘れさせる働き—

- 癒しーのようなものであるかもしれない。
- 12) 自己、他者および社会、自然環境の尊重の表現としての自己の自発的な（気持ちの湧き出しによる）能力の発揮あるいは自己表現を充実①、①による他者あるいは社会関係上の人々の充実、および自然環境の潤いを充実②、充実②による自己のさらなる充実を充実③と考える（拙稿『『生活』の本質に関する一考察—三つの『充実』—』静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部紀要 7号2009年3月）。
- 13) 小坂は西田幾多郎の「行為的直観」について次のような説明をおこなっている。「直観が行為を生み、行為が直観を生む『行為的直観』は、実は主体的自己の絶対的な自己否定をとおしてはじめて成立するということである。物がわれわれを動かし、われわれを行為へと駆り立てるのは、実はわれわれが徹底的に自分というものを否定して、物そのものになりきったときである。物の外に自己というものを立てて、物の外から物を見るのではなく、むしろ虚心坦懐に物の中に入って行って、物の中から物を見たとき、われわれは行為へと駆り立てられる。西田が『物となって見、物となって行う』というのは、まさにこのことなのである。それは自分というものがなくなることであり、自分が物になりきることである」（小坂国継『西田幾多郎の思想』講談社学術文庫 2002年 P.189）。また、佐伯はこれについて「西田のいう『物となって考え、物となって行う』は、（中略…筆者）何ものかに憑かれ、それこそ突き動かされ、そこにもはや『私』や『我』の意識が入る余地がないような行為のなかでこそ、人は行為や存在の意味を直観として把握する、ということ」（佐伯啓思『西田幾多郎—無私の思想と日本人—』新潮新書 2014年 P.99）だと述べている。拙稿7）、10）および本稿における考察が、西田の「行為的直観」を裏打ちするものといえるなら、われわれの直観と行為は、他者の「無」によっても引き出されることになる。
- 14) 室伏らは、「他人でも、決まったメンバーで四六時中生活を共にして、近い関係で長らく暮らしていると、その身近な仲間の老人を、すでに以前から知っている者、たとえば兄嫁、いとこ、小学校の同級生、男女の場合は夫婦へと誤認してゆく」というアルツハイマー型老年認知症者の特徴を指摘し、これを「既知化」と呼んでいる。「既知化」は、「親近感や同類感によって結ばれている『なじみの人間関係』」であり、これを室伏は、「痴呆性老人」の生きがいとしている。（室伏君士編『老年期痴呆の医療と看護』金剛出版 1990年 P.130）
- 15) 『体験ルポ 世界の高齢者福祉』岩波新書 1999年。「エレンさん」の事例は、P.P.51～53
- 16) 同上書9）
- 17) 筆者の想定しているセルフヘルプグループは、野田哲郎の分類によれば、「自立相助志向群」に属することになるだろう。野田はそれを「同一の疾病や障害等の問題を抱えるもの同士が、仲間の情報を交換し合ったり、また親睦を深める行事を行う等して、互いに励まし合い、孤立・孤独を防いで助け合う等の活動を行う。志向のレベルとしては、自らの疾病や障害からの自律（立）を目標とする」と説明している。（久保紘章・石川到覚編『セルフヘルプ・グループの理論と展開—わが国の実践をふまえて—』中央法規出版 1998年 P.31）
- 18) 筆者は、以前、熊本県精神保健福祉センターの酒害相談員として、熊本県南西部の断酒会育成に携わり、例会にも参加させていただいたが、そのとき断酒会のメンバーからは、「酒を飲まずに刺身を口にすることができた」、「長らく相手にしてくれなかった息子が話しかけてきてくれた」等々立て直されてゆく日常生活や再統合に向かう家族についてのよこびが語られていた。

